

知的財産侵害物品の差止件数が引き続き高水準

(平成28年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況)

名古屋税関は、平成28年の管内における偽ブランド品等の知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

1. 輸入差止件数が引き続き高水準

- 輸入差止件数は、2,845件で、前年比26.4%の減少となったものの、4年連続で2,000件を超え引き続き高水準でした。
また、輸入差止点数は、53,757点で、前年比17.5%減となったものの、4年連続で50,000点を超えました。

2. 中国来貨物の輸入差止件数が9割超

- 仕出国(地域)別の輸入差止件数の構成比は、中国が90.8%で9割以上を占めています。
- 一方、輸入差止点数の構成比においては中国が64.0%と前年の構成比91.2%から減少しました。

3. 5年ぶりの特許権侵害物品の差止実績

- 知的財産別では、引き続き商標権侵害物品が件数、点数ともに最多ですが、5年ぶりに特許権侵害物品の差止めがありました。

4. 「コンピュータ製品」「衣類付属品」の輸入差止点数が大幅に増加 健康や安全を脅かす危険性のある知的財産侵害物品も差止め

- 品目別の輸入差止点数では、インクカートリッジなどの「コンピュータ製品」が前年比6.8倍(9,297点)、衣類用クリップなどの「衣類付属品」が前年比5.5倍(3,781点)となり大幅に増加しました。
- 使用することにより健康や安全を脅かす危険性のある医薬品、化粧品、美容用品なども引き続き差止めされています。

【お問い合わせ先】

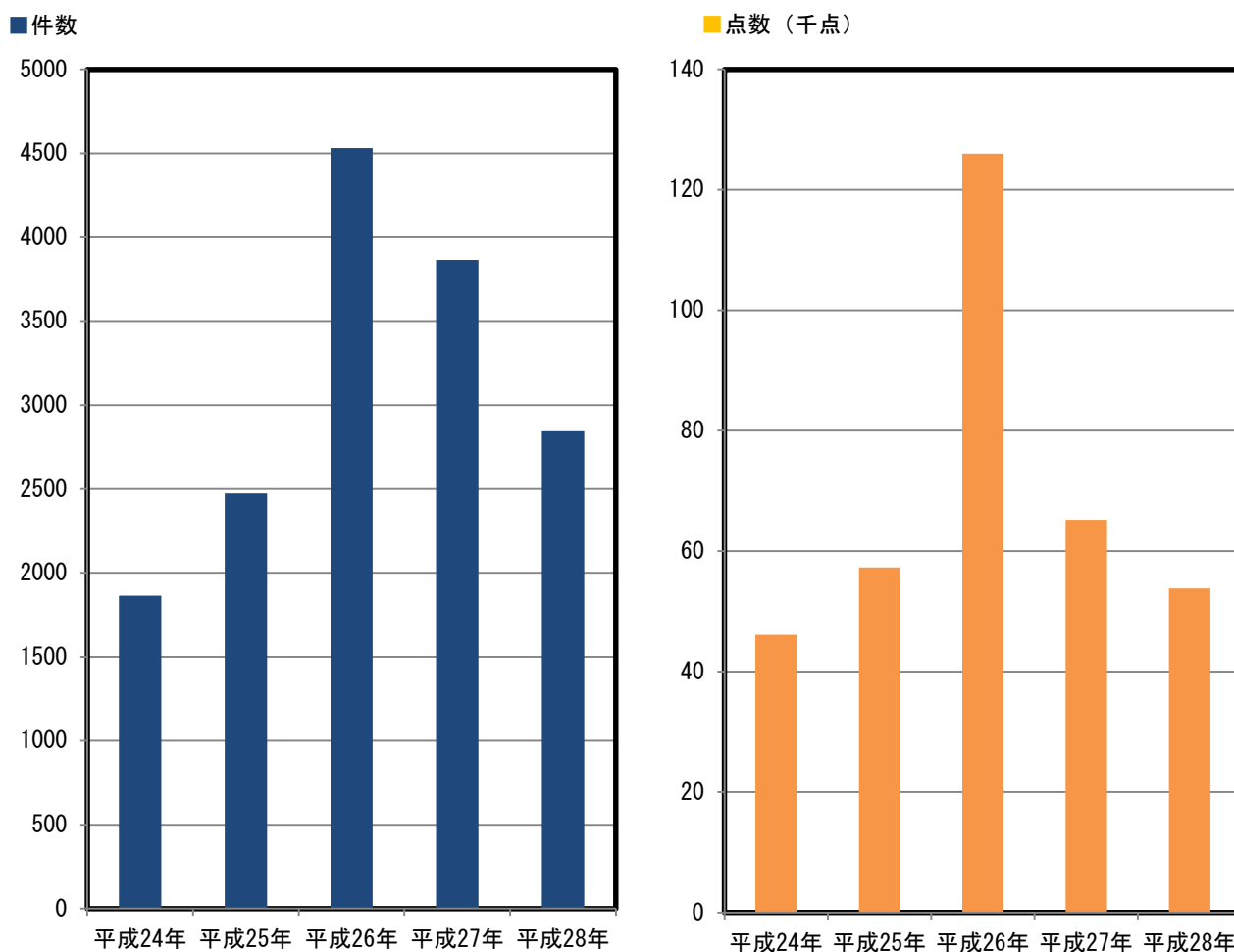
名古屋税関総務部税関広報広聴室
TEL: 052-654-4008

平成 28 年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況

- 輸入差止件数は、2,845 件で、前年比 26.4%の減少となったものの、4 年連続で 2,000 件を超えました。また、輸入差止点数は、53,757 点で、前年比 17.5%の減少となったものの、4 年連続で 50,000 点を超えました。件数、点数ともに高水準にあります。
- 知的財産侵害物品の輸出差止実績はありませんでした。

(注) 「差止件数」及び「差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数及び点数をそれぞれ計上したものです。

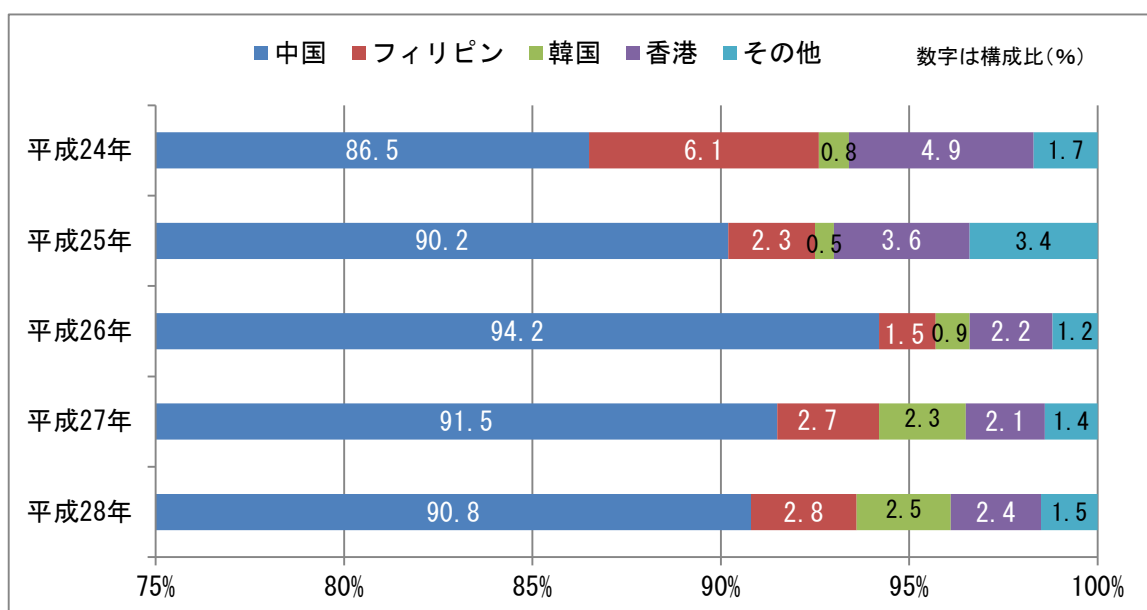
知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



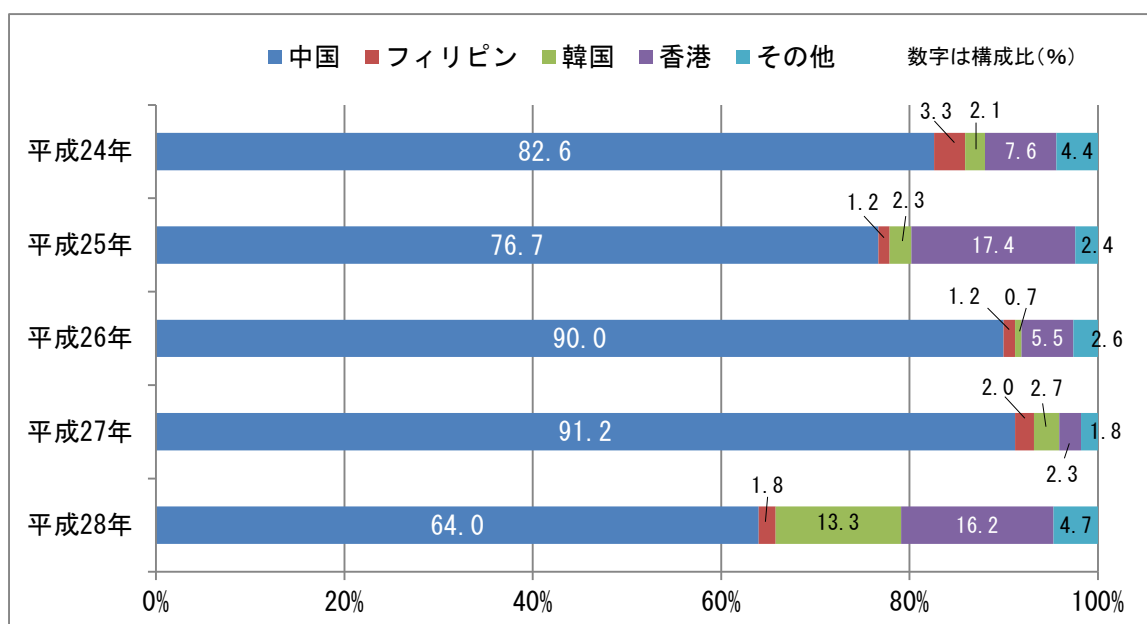
○仕出国（地域）別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが2,583件（構成比90.8%、前年比27.0%減）と前年の実績（3,537件）と比べると減少しました。次いでフィリピンが79件（同2.8%、同23.3%減）、韓国が70件（同2.5%、同22.2%減）、香港が69件（同2.4%、同16.9%減）でした。
- 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが34,417点（構成比64.0%、前年比42.1%減）と前年の実績（59,415点）から減少しました。次いで香港が8,723点（同16.2%、同5.8倍）、韓国が7,133点（同13.3%、同4倍）でした。

仕出国（地域）別輸入差止実績構成比の推移（件数）



仕出国（地域）別輸入差止実績構成比の推移（点数）

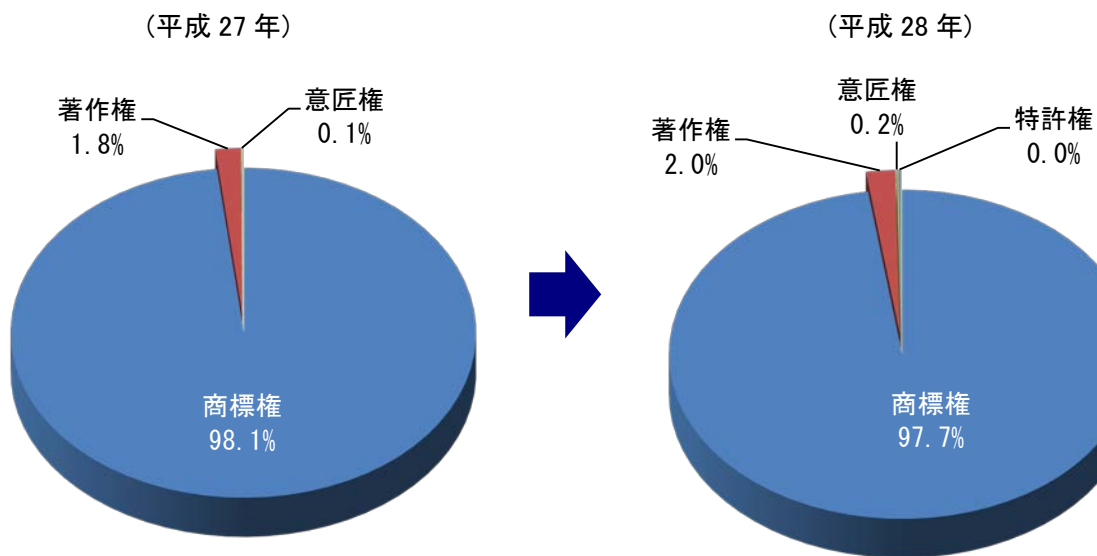


○知的財産別輸入差止実績

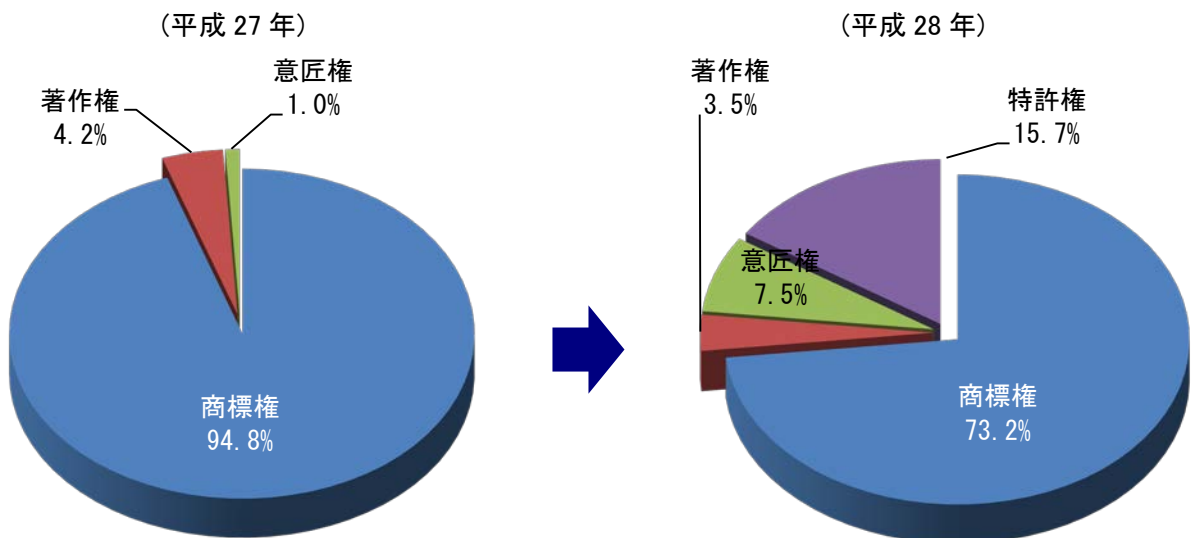
- 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が 2,799 件（構成比 97.7%、前年比 26.6%減）で、大半を占めています。
- 輸入差止点数も、商標権侵害物品が 39,368 点（同 73.2%、同 36.2%減）で、大半を占めています。

各権利の保護対象は、14 ページの記載を参照願います。

知的財産別輸入差止実績構成比の推移（件数）



知的財産別輸入差止実績構成比の推移（点数）

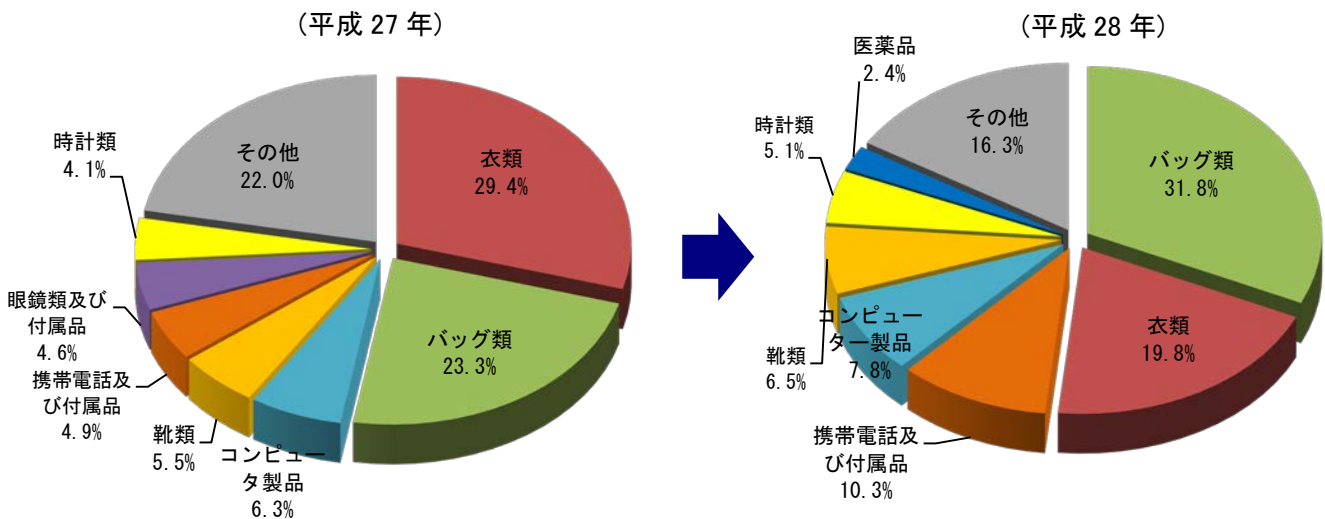


(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が 100%とならない場合があります。

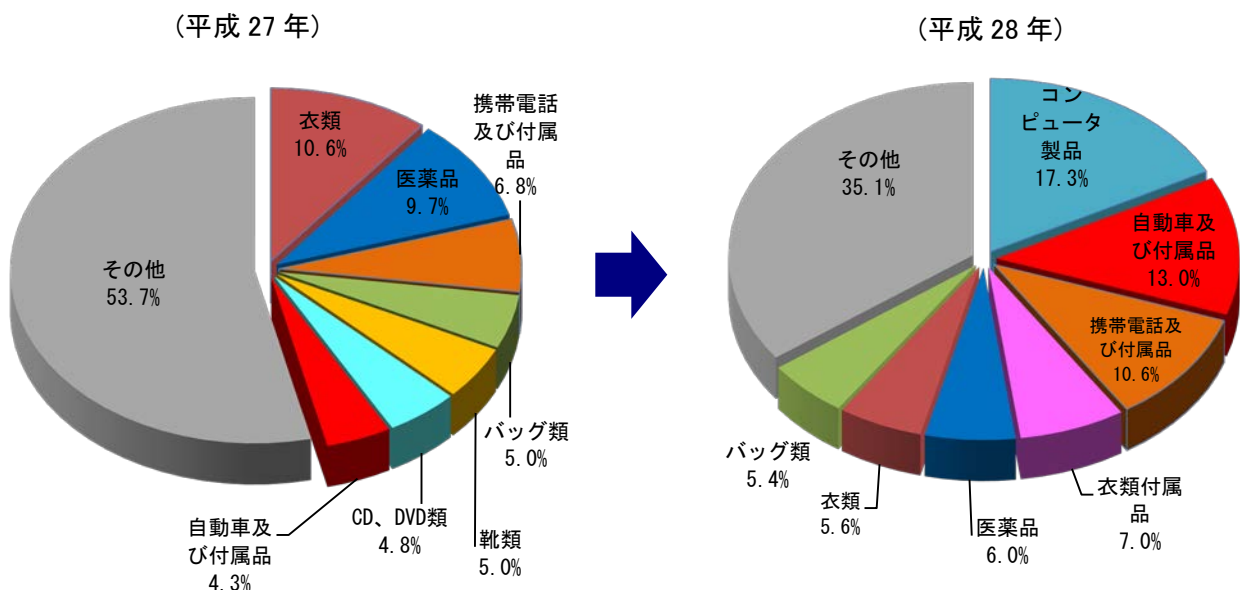
○品目別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、バッグ類が1,013件（構成比31.8%、前年比1.2%減）と最も多く、次いで衣類が630件（同19.8%、同51.3%減）、携帯電話及び付属品が329件（同10.3%、同53.7%増）でした。
- 輸入差止点数は、コンピュータ製品が9,297点（同17.3%、同6.8倍）と最も多く、次いで自動車及び付属品が6,975点（同13.0%、同2.5倍）、携帯電話及び付属品が5,691点（同10.6%、同28.3%増）でした。
- 件数・点数ともに増加した品目は、携帯電話及び付属品（件数で前年比53.7%増、点数で前年比28.3%増）でした。

品目別輸入差止実績構成比の推移（件数）



品目別輸入差止実績構成比の推移（点数）

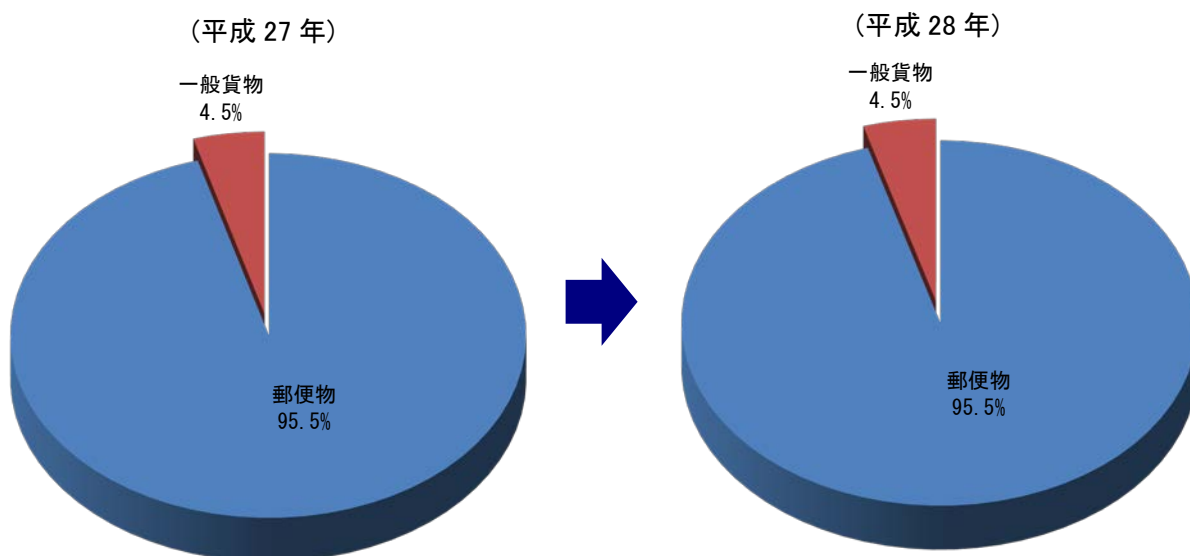


(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

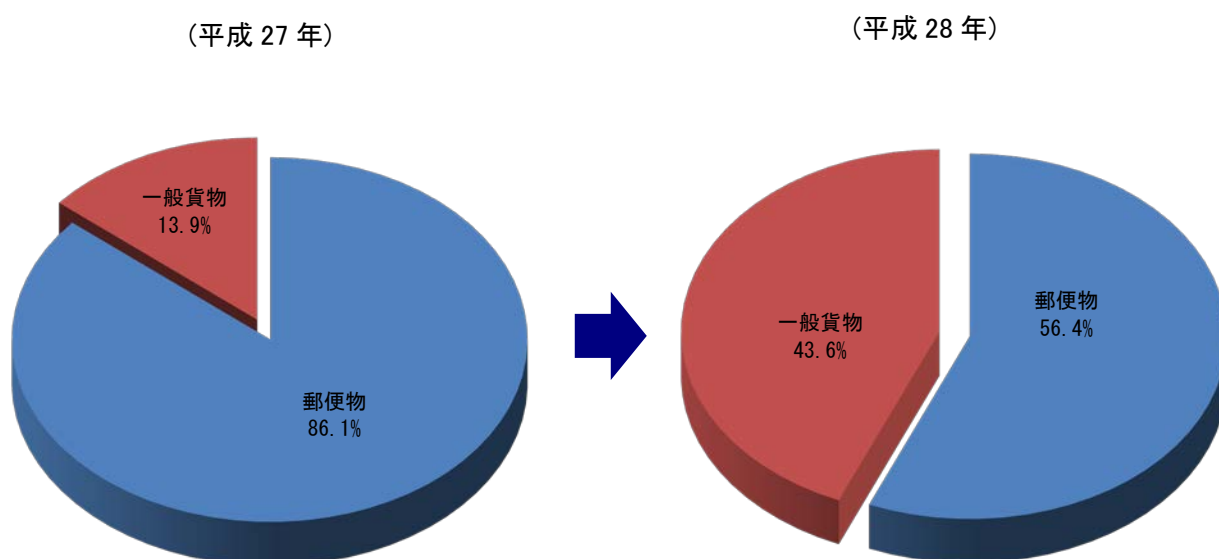
○輸送形態別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、郵便物が2,716件（構成比95.5%、前年比26.5%減）で大半を占めており、一般貨物は129件（同4.5%、同25.0%減）でした。
- 輸入差止点数は、郵便物が30,300点（同56.4%、同46.0%減）で依然として過半数を占めていますが、一般貨物は大口の発見があったことから23,457点（同43.6%、同2.6倍）となり、一般貨物の占める割合が大きく増加しました。

輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（件数）



輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（点数）



平成 28 年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）

1. 仕出国(地域)別輸入差止実績(件数)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	前年比	構成比
中国	1,613	2,231	4,269	3,537	2,583	73.0%	90.8%
フィリピン	114	58	66	103	79	76.7%	2.8%
韓国	15	13	42	90	70	77.8%	2.5%
香港	92	88	99	83	69	83.1%	2.4%
タイ	5	5	9	12	14	116.7%	0.5%
インドネシア	5	2	6	7	4	57.1%	0.1%
台湾	0	1	1	1	4	400.0%	0.1%
シンガポール	2	54	17	5	3	60.0%	0.1%
ベトナム	1	3	4	2	3	150.0%	0.1%
英国	0	0	0	1	3	300.0%	0.1%
上記以外の国	17	19	17	24	13	54.2%	0.5%
合計	1,864	2,474	4,530	3,865	2,845	73.6%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

2. 仕出国(地域)別輸入差止実績(点数)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	前年比	構成比
中国	38,066	43,945	113,454	59,415	34,417	57.9%	64.0%
香港	3,490	9,939	6,969	1,494	8,723	583.9%	16.2%
韓国	962	1,333	878	1,764	7,133	404.4%	13.3%
タイ	51	53	173	262	1,517	579.0%	2.8%
フィリピン	1,500	705	1,531	1,303	964	74.0%	1.8%
シンガポール	44	1,095	571	9	506	5622.2%	0.9%
台湾	0	17	1	3	342	11400.0%	0.6%
インドネシア	56	25	66	161	69	42.9%	0.1%
ベトナム	13	12	31	42	34	81.0%	0.1%
パキスタン	0	7	2,169	0	16	全増	0.0%
上記以外	1,912	130	156	703	36	5.1%	0.1%
合計	46,094	57,261	125,999	65,156	53,757	82.5%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

3. 知的財産別輸入差止実績

上段: 件数
下段: 点数

		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	前年 同期比	構成比
特許権		0	0	0	0	2	全増	0.1%
		0	0	0	0	8,457	全増	15.7%
実用新案権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
意匠権		18	5	3	3	5	166.7%	0.2%
		1,243	709	23,873	645	4,036	625.7%	7.5%
商標権		1,789	2,444	4,485	3,811	2,799	73.4%	97.7%
		41,313	53,853	100,093	61,746	39,368	63.8%	73.2%
著作権		79	51	61	69	58	84.1%	2.0%
		3,508	2,699	2,028	2,765	1,896	68.6%	3.5%
著作隣接権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
回路配置利用権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
育成者権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
不正競争防止法 違反物品	周知表示	0	0	0	0	0	—	—
	混同惹起品	0	0	0	0	0	—	—
	著名表示	0	0	0	0	0	—	—
	冒用品	0	0	0	0	0	—	—
	形態模倣品	0	0	0	0	0	—	—
	営業秘密	0	0	0	0	0	—	—
	侵害品	0	0	0	0	0	—	—
	技術的制限手段 無効化装置	0	0	2	0	0	—	—
	0	0	5	0	0	—	—	
合計		1,864	2,474	4,530	3,865	2,845	73.6%	100.0%
		46,094	57,261	125,999	65,156	53,757	82.5%	100.0%

(注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの件数の合計(のべ数)をもとに算出しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

4. 品目別輸入差止実績(件数)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	前年比	構成比
バッグ類	897	764	1,136	1,025	1,013	98.8%	31.8%
衣類	271	349	1,773	1,293	630	48.7%	19.8%
携帯電話及び 付属品	138	110	243	214	329	153.7%	10.3%
コンピュータ製品	29	37	96	278	248	89.2%	7.8%
靴類	362	785	346	241	207	85.9%	6.5%
時計類	78	57	139	179	162	90.5%	5.1%
医薬品	64	279	435	170	75	44.1%	2.4%
キーケース類	107	79	95	108	68	63.0%	2.1%
眼鏡類及び付属品	110	73	189	202	53	26.2%	1.7%
身辺細貨類	75	34	95	137	50	36.5%	1.6%
帽子類	23	34	65	53	49	92.5%	1.5%
ベルト類	105	65	102	79	47	59.5%	1.5%
自動車及び付属品	9	22	42	52	41	78.8%	1.3%
運動用具	2	1	1	45	36	80.0%	1.1%
布製品	4	6	11	27	35	129.6%	1.1%
上記以外の品目	159	126	255	296	138	46.6%	4.3%
合計	1,864	2,474	4,530	3,865	2,845	73.6%	100.0%

(注1) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計(のべ件数)をもとに算出しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

5. 品目別輸入差止実績(点数)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	前年比	構成比
コンピュータ製品	12,782	711	3,665	1,374	9,297	676.6%	17.3%
自動車及び付属品	591	1,021	1,724	2,819	6,975	247.4%	13.0%
携帯電話及び 付属品	5,107	8,411	10,684	4,435	5,691	128.3%	10.6%
衣類付属品	2,544	311	2,551	692	3,781	546.4%	7.0%
医薬品	2,807	10,077	14,527	6,312	3,209	50.8%	6.0%
衣類	3,312	4,671	8,098	6,938	3,019	43.5%	5.6%
バッグ類	4,301	3,982	4,052	3,265	2,927	89.6%	5.4%
CD、DVD類	925	836	1,254	3,156	1,035	32.8%	1.9%
電気製品	2,808	1,670	24,961	920	725	78.8%	1.3%
身近細貨類	3,222	611	1,708	1,870	538	28.8%	1.0%
帽子類	394	516	1,730	984	492	50.0%	0.9%
化粧品	34	0	24	271	460	169.7%	0.9%
靴類	2,032	2,560	2,938	3,245	442	13.6%	0.8%
運動用具	8	1	3	607	424	69.9%	0.8%
家庭用雑貨	22	520	546	928	395	42.6%	0.7%
上記以外の品目	5,205	21,363	47,534	27,340	14,347	52.5%	26.7%
合計	46,094	57,261	125,999	65,156	53,757	82.5%	100.0%

(注1) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

6. 輸送形態別輸入差止実績

上段: 件数
下段: 点数

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	前年比	構成比
郵便物	1,650	2,307	4,364	3,693	2,716	73.5%	95.5%
	22,539	43,968	87,795	56,096	30,300	54.0%	56.4%
一般貨物	214	167	166	172	129	75.0%	4.5%
	23,555	13,293	38,204	9,060	23,457	258.9%	43.6%
合計	1,864	2,474	4,530	3,865	2,845	73.6%	100.0%
	46,094	57,261	125,999	65,156	53,757	82.5%	100.0%

(注 1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注 2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

税関における知的財産侵害物品の差止め（参考）

知的財産侵害物品は、権利者が本来得るべき利益を奪い、経済秩序を歪めることにより社会経済の活力を損なうものです。また、国民の安全・安心を脅かすおそれもあります。

知的財産侵害物品については、関税法により、輸入及び輸出してはならない物品として規定されており、税関では、その水際取締りを強化しています。

税関で差し止めている知的財産侵害物品（保護対象）は

特許権（発明）、実用新案権（アイデア）、意匠権（形状等のデザイン）、商標権（ブランドのロゴマーク等）、著作権・著作隣接権（映画、音楽等）、育成者権（植物品種）、*回路配置利用権（回路素子と導線のレイアウト）を侵害する物品及び不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）です。

※回路配置利用権は輸入のみ



○ 関税法第 69 条の 2 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物

～

- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、育成者権を侵害する物品
- ④ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

○ 関税法第 69 条の 11 第 1 項

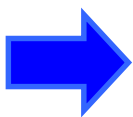
次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物
- ② 拳銃、小銃、機関銃等

～

- ⑨ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品
- ⑩ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

※点線枠内の規定に該当するものを、知的財産侵害物品とといいます。



知的財産侵害物品を輸出入すると、以下の罰則が課されることがあります。

○ 関税法第 109 条第 2 項、第 108 条の 4 第 2 項

知的財産侵害物品を輸入した者、輸出した者は、

10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金

に処し、又はこれを併科する。